宇多津町地下埋設工事等による町道の掘り返し規制実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、円滑な交通を確保するとともに、道路の不経済な掘り返しを防ぐことを目的に、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条及び第 35 条に規定する町道の占用行為のうち、道路舗装工事後、占用物件の地下埋設行為による道路の掘り返しの規制について必要な事項を定めるものとする。

（規制対象行為）

第２条　規制の対象行為は、舗装道路の掘り返しを要する当該各号の占用行為とする。

(1) 水管、下水道管、ガス管、電話ケーブル及びこれらに類する物件の地下埋設行為

(2) 工作物、物件又は施設設置のための行為

(3) その他道路管理者が、支障があると認める行為

（規制期間）

第３条　道路舗装工事の完了後、当該各号の期間は、前条に定める規制対象行為を原則として許可をしないものとする。

(1) セメントコンクリート舗装道路　５年間

(2) アスファルトコンクリート舗装道路　５年間

(3) 平板、インターロッキングブロック等の特殊舗装道路　５年間

（適用除外）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、道路管理者が認める場合は前条による規制を適用除外とすることができる。

(1) 地下埋設物等の故障のため緊急に工事をしなければならないとき

(2) 新設建築物等への供給工事をしなければならないとき

(3) その他、町長が真にやむを得ないと認めるとき

（舗装本復旧工事）

第５条　前条の適用除外を受けた行為による舗装本復旧の範囲は、全幅復旧を基本とする。ただし、道路中心線等に舗装絶縁線等、舗装の切れ目がある場合は、その舗装本復旧の範囲を道路中心線までとする等、道路管理者と事前に協議することができる。

（違反措置）

第６条　道路管理者は、第４条の適用除外が認められない規制対象行為を発見した場合、行為者に対してただちに工事の中止と復旧を命ずる

ものとする。また、復旧にあたっては、道路管理者が立ち合いのもとにその復旧範囲等を指示し、掘削前と同等以上の舗装機能が回復されるよう措置するものとする。

附　則

この要領は、令和８年９月１日から施行する。